

第 1 2 5 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条中「不服申立て」を「審査請求」に、「または」を「又は」
に改める。

第 3 1 条の見出し中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」
に改め、同条第 1 項中「または」を「又は」に、「規定によつて」を
「規定により」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係
る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、
同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、「かかる」を「係
る」に、「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「、または」を
「、又は」に、「かかる」を「係る」に、「変更しまたは」を「変更
し、又は」に、「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1
項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出
し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させ
るものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増
額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納
付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。
以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、
第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課し
た税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当

該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１） 第28条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（２） 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第36条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」を「及び住所又は居所」に改める。

第39条第1項第2号を次のように改める。

（２） 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

（ア） 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

（イ） 3輪のもの 年額 3,900円

（ウ） 4輪以上のもの

（ ） 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

（ ） 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

付則第3条及び第3条の2を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の2 削除

付則第5条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第1項第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1項第2号ア(ウ)()	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第1項第2号ア(ウ)()	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第5条第2項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 1 項第 2 号ア（イ）	3 , 9 0 0 円	1 , 0 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	6 , 9 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	2 , 7 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	3 , 8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円

付則第 5 条第 3 項中「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度」を「には、平成 2 9 年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 1 項第 2 号ア（イ）	3 , 9 0 0 円	2 , 0 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	6 , 9 0 0 円	3 , 5 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	5 , 4 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	3 , 8 0 0 円	1 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	2 , 5 0 0 円

付則第 5 条第 4 項中「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度」を「には、平成 2 9 年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 1 項第 2 号ア（イ）	3 , 9 0 0 円	3 , 0 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	6 , 9 0 0 円	5 , 2 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	8 , 1 0 0 円
第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	3 , 8 0 0 円	2 , 9 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	3 , 8 0 0 円

付則第 9 条第 3 項第 3 号、付則第 1 0 条第 3 項第 3 号及び付則第 1 2 条第 5 項第 3 号中「または」を「又は」に改める。

付則第 1 4 条の 2 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号中「付則第 1 4 条の 2 第 1 項」を「付則第 1

4 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び付則第 3 条の 6 」を「並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項、第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び第 3 条の 6 」に、「付則第 1 4 条の 2 第 1 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 1 項」に、「、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「付則 1 4 条の 2 第 1 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第 4 号中「付則第 1 4 条の 2 第 1 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 1 5 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「付則第 1 4 条の 2 第 3 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び付則第 3 条の 6 」を「並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項、第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び第 3 条の 6 」に、「付則第 1 4 条の 2 第 3 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 3 項後段」に、「、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項」を「並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項」に改め、「、第 2 0 条の 2 第 1 項中「第 1 5 条第 4 項」とあるのは「付則第 1 4 条の 2 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「付則第 1 4 条の 2 第 3 項」を「付則第 1 4 条の 3 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中

「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項前段」に改め、同条を付則第 14 条の 3 とし、付則第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例）

第 14 条の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 15 条及び第 18 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 17 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第 17 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第 14 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2） 第 18 条の 2 から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項、第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び第 3 条の 6 の規定の適用については、第 18 条の 2 中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 19 条第 1 項前段、第 20 条、第 20 条の 2 第 1 項並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 19 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 21 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第 14 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第 2 条の 2 の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 14

条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 1 7 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第 1 8 条の 2 から第 2 0 条まで、第 2 0 条の 2 第 1 項並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項、第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び第 3 条の 6 の規定の適用については、第 1 8 条の 2 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第 1 9 条第 1 項前段、第 2 0 条、第 2 0 条の 2 第 1 項並びに付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第 1 9 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 2 1 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第 1 4 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 7 条第 1 4 項（同法第 1 1 条第 1 0 項及び第 1 5 条第 1 6 項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 付則第 2 条の 2 の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 1 4

条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第１４条の２第３項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

第２条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成２６年足立区条例第４４号）の一部を次のように改正する。

付則第５条中「新条例第３９条及び新条例」を「足立区特別区税条例第３９条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第３９条第１項第２号ア（イ）	３，９００円	３，１００円
第３９条第１項第２号ア（ウ）（ ）	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
第３９条第１項第２号ア（ウ）（ ）	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円
付則第５条第１項	第３９条	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成２６年足立区条例第４４号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）付則第５条の規定により読み替えて適用される第３９条
付則第５条第１項の表第１項第２号ア（イ）の項	第１項第２号ア（イ）	平成２６年改正条例付則第５条の規

		定により読み替えて適用される第 39 条第 1 項第 2 号ア（イ）
	3 , 9 0 0 円	3 , 1 0 0 円
付則第 5 条第 1 項の表第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）の項	第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	平成 2 6 年改正条例付則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 39 条第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）
	6 , 9 0 0 円	5 , 5 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	7 , 2 0 0 円
付則第 5 条第 1 項の表第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）の項	第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）	平成 2 6 年改正条例付則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 39 条第 1 項第 2 号ア（ウ）（ ）
	3 , 8 0 0 円	3 , 0 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円

第 3 条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年足立区条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 条第 5 項中「平成 2 7 年改正法附則第 2 0 条第 4 項に規定する」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 8 5 号）別記第 2 号様式による」に改め、同条第 7 項中「、新条例」を「、足立区特別区税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げ

る同条例」に改め、同項の表第 5 1 条の 3 第 4 項の項中「平成 2 7 年改正法附則第 2 0 条第 4 項の規定」を「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 8 5 号）別記第 2 号様式」に改め、同表第 5 1 条の 6 の項中「第 5 1 条の 6」を「第 5 1 条の 6 第 1 項」に改め、同条第 1 0 項の表、第 1 2 項の表及び第 1 4 項の表中「第 5 1 条の 6」を「第 5 1 条の 6 第 1 項」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） 第 1 条中足立区特別区税条例第 3 1 条の改正規定並びに同条例付則第 9 条、第 1 0 条及び第 1 2 条の改正規定並びに第 3 条中足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年足立区条例第 8 7 号）付則第 5 条第 7 項の改正規定（「、新条例」を「、足立区特別区税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

（ 2 ） 第 1 条中足立区特別区税条例第 3 9 条の改正規定及び同条例付則第 5 条の改正規定並びに第 2 条の規定 平成 2 9 年 4 月 1 日

（ 3 ） 第 1 条中足立区特別区税条例付則第 3 条及び第 3 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 0 年 1 月 1 日

（ 4 ） 第 1 条中足立区特別区税条例付則第 1 4 条の 2 の改正規定及び同条を付則第 1 4 条の 3 とし、付則第 1 4 条の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

（区民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 3 1 条第 4 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の

施行の日以後に新条例第 3 1 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の区民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第 3 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の個人の区民税について適用する。

3 新条例付則第 1 4 条の 2 の規定は、前条第 4 号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年 1 月 1 日（施行日が平成 2 9 年 1 月 1 日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の区民税について適用する。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。